

岩手医科大学医学部試験規程

昭和 27 年 9 月 1 日制定
昭和 33 年 5 月 27 日改正
昭和 48 年 4 月 1 日改正
昭和 48 年 6 月 1 日改正
昭和 51 年 1 月 26 日改正
昭和 56 年 9 月 22 日改正
昭和 57 年 12 月 8 日改正
昭和 58 年 2 月 16 日改正
昭和 63 年 10 月 26 日改正
平成 2 年 3 月 14 日改正
平成 5 年 11 月 24 日改正
平成 6 年 4 月 13 日改正
平成 7 年 4 月 12 日改正
平成 9 年 5 月 14 日改正
平成 11 年 3 月 10 日改正
平成 12 年 4 月 1 日改正
平成 13 年 4 月 1 日改正
平成 14 年 6 月 7 日改正
平成 14 年 12 月 11 日改正
平成 16 年 2 月 6 日改正
平成 16 年 12 月 8 日改正
平成 19 年 2 月 21 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この規程は岩手医科大学学則第 9 条に基づき、医学部における授業科目の履修、試験、進級および卒業に関して必要な事項を定める。

(授業科目の履修及び試験科目)

第 2 条 履修すべき授業科目、試験科目および認定する単位数については、これを学年毎に教育要項(シラバス)に定める。

- 2 選択科目あるいは自由科目を選択しようとする者は、年度始めに履修申請をしなければならない。
- 3 前項に定める試験科目以外でも、授業した科目については試験を行うことができる。

(試験の種類)

第 3 条 試験の種類は次のとおりとする。

- (1) 本試験 定期に行う進級試験および総合試験をいう。
- (2) 追試験 病気その他止むを得ない事由で受験できなかった者に事故終了後に行う試験をいう。
- (3) 再試験 所定の本試験に不合格の者に対し改めて行う試験をいう。再試験は原則として 1 回限りとする。

(追試験料および再試験料)

第 4 条 追試験料は 1 科目 500 円、再試験料は 1 科目 2,000 円とし、その都度前納するも

のとし、それぞれ所定の用紙に必要事項を記入のうえ医学部教務課を経て学部長に願出なければならない。

2 共用試験については別に定める。

(試験の方法)

第 5 条 試験の方法は筆記、口述、レポート、実地等とする。

(試験日)

第 6 条 進級試験は前期終了時または後期終了時に行う。

2 卒業試験は総合試験とし、第 6 学年で行う。ただし、一部の科目については教授会の議を経て実施することができる。

3 試験日およびその時間割は実施 2 週間前までに発表するものとする。

(受験資格)

第 7 条 教育要項(シラバス)に定める各科目につき、所定の学習時間の 2/3 以上聴講し、かつ学習を完了した者でなければ本試験を受ける資格がない。

2 病気または止むを得ない事由で受験が不可能の場合には、直ちに前者では医師の診断書、後者ではその事由書を添えて医学部教務課を経て学部長に届出なければならない。

3 前項の手続きを経て担当教授の承認を受けた者は、本試験の追試験を受けることができる。

(評点)

第 8 条 各学年の成績・評価は、学年毎に別に定め、教育要項(シラバス)に記載するものとする。

2 追試験の成績・評価は、その評点より 1 割を減じたものをもって得点とする。再試験において、合格した場合の成績・評点は 60 点とする。

3 再試験において、合格した場合の成績・評点は 60 点とする。

(進級・単位付与)

第 9 条 各科目の講義ならびに実習終了後、教育要項(シラバス)に定める各学年の本試験を受け、全科目に合格した者について教授会の議を経て進級させる。

2 進級した者には共通教育センター科目について所定の単位を付与する。

3 進級不可と判定された者は留年とし、当該学年の全科目を再履修するものとする。

4 留年した場合で、カリキュラムの変更に伴い当該学年に再履修すべき授業科目がない場合は、教授会の議を経て講座の責任において課外若しくは休暇を利用して補習授業(再履修)を行い、当該年度の判定前までに試験を行い、60 点を合格とする。

5 前項で再履修により合格した科目については、第 3 項の規定を適用しない。

(卒業)

第 10 条 卒業の可否は、別に定める卒業判定基準に基づき、教授会において判定し、学部長が認定する。

2 卒業不可と判定された者は留年とし、第 6 学年の全科目を再履修するものとする。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めのない事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

(附則) この規程は昭和 27 年 9 月 1 日から施行する。

- (附則) この規程は昭和 33 年 5 月 27 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 48 年 6 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 51 年 1 月 26 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 57 年 12 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は昭和 63 年 10 月 26 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 2 年 3 月 14 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 5 年 11 月 24 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 7 年 4 月 12 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 9 年 5 月 14 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 11 年 3 月 10 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、4 学年の消化器病学、免疫病学、血液病学については平成 17 年度から適用する。

- (附則) この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。